

FAX送信先: 審査部門
 送信方向 **03-5620-2910**

サイン
 または
 印

JID トリオ J
賃貸保証委託申込書(個人用)

お客様がお申込される会社名(乙) **日本賃貸保証株式会社**
 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

1枚目 申込書(お客様控)

私(お申込者)は、裏面の「個人情報取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

契約締結日(保証料受領日) 西暦 年 月 日

太枠内に漏れなくご記入ください。チェックボックスには☑をご記入ください。

トリオ J 申込者	フリガナ		契約書にご捺印ください。	自 宅 電 話																				
				携 帯 電 話																				
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦	年	月	日	(才)																
	〒												国 籍											
	お勤め先(学校)	名 称											勤務先(学校) 電 話											
	所在地	〒											業 務 内 容	役 職										
													社 員 数	人	上 場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場								
	職 業	<input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 年金受給 <input type="checkbox"/> 無職()										学 生	<input type="checkbox"/> 学生											
	お住い	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・寮 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有										居住年数	年	ヶ	月	動続年数	年	ヶ	月					
	ご家族	<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供()人																						
転居理由											月 収						万円							

※緊急連絡先は原則、別世帯にお住いのお身内の方をお願いします。

緊急連絡先	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先のみ <input type="checkbox"/> 連帯保証人 兼 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 親権者 ※親権者をお選びの場合は実印をご捺印ください。															
	フリガナ		※ 親権者をお選びの場合のみ 契約書に実印をご捺印ください。	申 込 者 と の 関 係						国 籍						
				自 宅 電 話												
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	携 帯 電 話													
〒											生 年 月 日	西 暦	年	月	日	(才)

入居者	どちらかに☑をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 契約者含め入居 <input type="checkbox"/> 契約者以外入居										入居人数	人	
	フリガナ		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦	年	月	日				
			続 柄										
			携 帯 電 話										
フリガナ		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦	年	月	日					
		続 柄											
		携 帯 電 話											

※ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかをご指定ください。

お支払口座	ゆうちょ銀行										ゆうちょ銀行以外の金融機関										
	種目コード	契約種別コード	払込先加入者名	SMBCファイナンスサービス株式会社							銀 行						支店				
	166	30	払込先口座番号	00110-5-58830							信用金庫										
											組 合										
※ご契約の際にお支払い口座をご記入いただきます。																					
1	フリガナ										(お届サイン)	お金融機関	金融機関お届出印	3枚目にご捺印ください。					振替日(払込日)	毎月 27 日	(休業日の場合は翌営業日)

代理店	代理店名											担当者氏名					
	電話番号											(管理ソフト顧客番号)					
	FAX番号												保証番号				
代理店コード	-																

契約年数(更新)	年毎	初回保証料率(毎月支払総額×)	%	初回保証料金額	円
----------	----	-----------------	---	---------	---

申込内容等	物件用途	<input type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他()											
	物件名称	フリガナ											号室
	所在地	〒											
	敷 金	円	家 賃	①	円								
	礼 金	円	管理費 共益費	②	円								
	保証金	円	駐車場	③	円								
	敷 引	円	その他	④	円								
				毎月支払総額※	①+②+③+④	円							

※右記毎月支払総額の外に、別途集送金手数料がかかります。

※毎月の約定日「毎月27日(土日・祝日は翌営業日)」に引落ができなかった場合、再請求事務手数料300円(税別)がかかります。
 ※引落日前日までにお支払口座にご入金ください。(当日入金ですと引落ができません。)

このお申込書をご使用いただく場合には、ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。

お申込者様には、お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。
審査確認専用ダイヤル ☎0120-641-060
 ※ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、上記審査専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。
 ※また、ショートメールサービスにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

jid 日本賃貸保証株式会社 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

第1条（利用範囲）

日本貸保証株式会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（賃借人、以下「甲」という）から借保証委託契約（以下「本件委託契約」という）のお申込時（含む契約時）に取得した以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務や情報提供（賃貸保証業務、会員登録業務、再貸貸保証業務、サービス、家財保証契約の保険料保証業務など）を履済し、円滑に遂行することを目的として利用させていただきます。

- （1）個人情報について
- 乙所定の申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」（含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先へか通知を受けると等により知り得た「変更情報」）
 - 本件委託契約に関する契約の種類・申込み・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
 - 本件委託契約に関する甲の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」
 - 甲が申告した内容に基づく緊急連絡先の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」
- （2）個人情報の提供について
- 乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下の通り、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。

【業務委託に伴う個人情報の提供について】

以上の個人情報に賃貸保証に関連する集送金業務を委託します。集送金業務に際しては、甲の同意を得たうえで金融機関に提供することがあります。

社名：ジェイアディ総合管理株式会社
住所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目2番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約が締結された後、甲に対し生活支援に関するインターネットを利用した通信販売及び各種情報提供、生活支援融資資金貸付サービスに関する情報提供を行うために、家財保証契約の締結及び保険料の保証等を希望された甲に対し、保険料の集金及び送金（保証金の前払いを含む）を乙が行うために、以下の情報を含めた会社等に提供します。
提供する情報：氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。
なお、乙は、上記の内容について、甲の同意を得られた者の個人情報のみを提供します。

通信販売及び各種情報提供する会社
社名：株式会社ホームマスター 24
住所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目2番地4
電話番号：03-4232-2526
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://homemaster24.com/
生活支援融資資金貸付サービス提供する会社
社名：ジェイアディ総合管理株式会社
住所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目2番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

第2条（個人情報の取得・利用同意）

- 甲は、個人情報乙が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本人確認のために、乙が甲の履歴免許証・パスポート等の証明書の記憶内容を確認（含む、写しの手入）することに同意します。
- 乙より甲に対し、資料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合に、SMS通知サービスを利用してメールを送ること同意します。なお、H25年9月以降、ホームページを利用する際、a・u携帯の安心ブロック設定に関わらずSMS内に電話番号やURLを入れないでください。

第3条（個人情報の蓄積と信用関連サービス以外の利用・提供等の同意）

- 甲は、乙が次の各号のいずれかにある場合に第1条に定める個人情報を利用することに同意します。
 - （1）宣伝物・印刷物の送付、メール配信・電話告知など、甲向け営業活動等のために利用する場合。
 - （2）その他、販売活動、甲向け営業活動のために利用する場合。
- （3）資料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合。
- 甲は賃借人、及び集金が完了し賃貸保証契約更新、管理等を目的し第1条に定める個人情報乙をから提供を受け利用することに関し異議なく同意します。

第4条（提携先及び個人信用情報機関への利用の同意）

甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、この提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

第5条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用）

- 甲、乙が甲の旨と旨または旨信託の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加入する家賃債務保証機関に提供すること及び甲に関する個人情報が登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報乙の加入する家賃債務保証情報取扱機関乙の旨に定める期間登録され、乙の加入する家賃債務保証情報取扱機関の会員より甲の資料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の 本人情報	下記にいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が賃貸保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

3. 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

- 甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等
- 甲の滞納額
- 甲・乙間または甲・賃借人間の係争事項

第6条（個人情報の提供等の同意）

甲は、乙が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託（含む、債権譲渡）をする場合、第1条により取得した個人情報債権回収会社に提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示・訂正・追加・削除）

甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報乙の所定の方法により開示するよう

請求する事が出来るものとします。（この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じるものとします。）

第8条（本条項不同意の場合の措置）

- 甲が本件委託契約において必要な記載事項（本件委託契約書表面に記載すべき事項）の記載を希望しない場合、乙は本条項の告知の全部、または一部を承認出来ない場合があります。乙は本件委託契約を拒否する場合があります。但し、本条項の第3条1項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件委託契約を拒否することは、ないものとします。
- 賃借人またはその代理人か、別途「保証契約」に定める個人情報の取得・利用・提供等に対する不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があります。

第9条（審査結果の連絡）

甲は、乙が甲の申込書に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または審査員に通知することに同意します。なお、乙は甲及び取次会社または賃借人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

第10条（個人情報の管理）

乙は、その管理下にある個人情報の紛失、盗用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセス出来る安全な環境下保管することとします。

第11条（個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。）

社名：日本賃貸保証株式会社
住所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目2番地4
電話番号：03-4232-8080
個人情報保護管理者：取締役

賃貸保証委託約款

私（賃借人・以下「甲」という）と日本賃貸保証株式会社（以下「乙」という）は、表面記載の物件（以下「本物件」という）に関する原賃貸借契約（一時使用契約・利用契約を含む、以下「原賃貸借契約等」という）に基づき甲の賃借人に対する借賃債務及び、原賃貸借契約等と関連して甲が乙との間に締結する各種契約（家財保証契約、順付けサービス契約、インターネット接続サービス契約等）に該当し当該第三者に対する借賃債務の乙も表面記載の債務につき、賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。

第1条（賃貸保証の委託）

- 本件委託契約は原賃貸借契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し保証することを委託し、乙はこれを承諾します。本書は、「保証番号のご通知」により、乙から甲に通知された承認番号が登録されている場合、及び両通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。
- 甲が法人の場合は、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原賃貸借契約等の連帯保証人であり、本件委託契約を締結することが出来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者による連帯保証人を不要とする旨を認めたときは、乙の限りではありません。
- 賃借人または、その代理人が本物件を第三者に売却した場合は、本件委託契約は終了します。但し、新賃借人と乙が保証契約につき同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第2条（表面記載）

- 甲は、保証料の借賃を表面記載の方法により、乙に支払います。
- 保証料の毎月支払総額に保証料率を乗じて算出した場合において、契約期間中に表面記載の毎月支払総額が30,000円以上増加された場合には、乙は甲に対し、増額分に相当する保証料（差額）を借賃率を乗じて算出した）を追加保証することと請求することが出来ます。但し、この増額率を乙が承諾します。
- 賃借人は、保証料支払債務を甲に代わって支払うことが出来ます。この場合、これに基づき求償権を甲に対して行使しないものとします。
- 原賃貸借契約等と中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証料の返還を請求しません。

第3条（本件委託契約の成立）

本件委託契約は、甲及び賃借人または賃借人代理人が本書を締結し、甲が保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

第4条（保証の範囲）

- 乙は、次の各号に該当する債務について保証します。但し、賃借人に対する債務については原賃貸借契約等に明記されていることが条件となります。
 - （1）原賃貸借契約等に基づいて発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料等（以下「賃料等」という）。但し、本件委託契約書に明記されているものに限ります。
 - （2）原賃貸借契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行によって発生した賃料等相当損害金。但し、第5条2項の明渡しの日を以て賃料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡しの日割賃料等を計算する場合は、明渡月の末日数等を除いたものとします。
 - （3）原賃貸借契約等解除後、本物件に動産類（車両も含む）がある場合、その搬出、運搬、保管、処分に必要な費用。
 - （4）前各号の債務の履行に關し、訴訟等の法的手続きに要した費用。
 - （5）その他、原賃貸借契約等に付随して甲が第三者との間で締結した各種契約に基づく当該第三者に対する債務のうち乙が相当と認めたもの。
- 原賃貸借契約等の期間途中で本件委託契約が締結する場合、乙は本件委託契約締結時に既に発生していた債務がある場合は、保証しないものとします。

第5条（契約期間）

- 契約期間は、契約始期日より、契約年数満了の日までとします。更新の場合も同様とします。
- 原賃貸借契約等が終了し、明渡し完了した場合には、本件委託契約は終了します。本件委託契約期間中の契約内容の変更は認められません。但し、乙が承認した場合はこの限りではありません。
- 正当事由の有無に関わらず賃借人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。

第6条（保証内容の変更）

- 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を知り出なければなりません。
- 前項について届け出た内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

第7条（本件委託契約の更新）

- 原賃貸借契約等が更新された場合には、本件委託契約も自動的に更新されるものとします。但し、正当事由の有無に関わらず、賃借人が甲に対し、更新拒絶の通知をした場合、または賃借人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。なお、第三者が保証料を支払った場合に

は、乙は、これに対して異議を述べないものとします。

- 甲は、更新後の保証料を、本件委託契約締結時に定めた方法で、預金口座振替規定に基づく、自動引落しにより支払います。
- 乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶すること出来ることを甲は予め承諾します。
- 保証料の徴収書は、自動振替扱いのため乙は原則発行しません。
- 本件委託契約を更新する場合、本件委託契約の内容の変更が認められない場合もあります。

- 甲は乙に対し、契約満了月の末日まで更新保証料を支払わなければならないものとします。甲が更新保証料の支払を遅滞したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する年1.4.6％の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。

第8条（定期借家契約）

- 本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。
- （1）原賃貸借契約等と併せて記載する場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が保証し、時点発生しません。
 - （2）原賃貸借契約等が中途解約を認めた場合でも、甲が賃借人または第三者に本物件を明渡しの日を以て本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、賃料等及び賃借人相当損害金は発生しないものとします。
 - （3）賃借人または賃借人代理人が原賃貸借契約等期間満了の事前通知義務を怠ったために、契約終了日が延期された場合であっても、第5条の契約引落日を以て本件委託契約は終了します。
 - （4）定期借家契約が再契約の場合は、第7条の更新と同様の契約とします。
 - （5）定期借家契約等が賃借期間の延長を認めていない場合において、再契約をする場合は明渡しの日を以て、本件委託契約は終了し、更新後発生した債務は乙の審査承諾を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条（保証債務の履行）

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃借人から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡し完了し、全ての借賃債務が確定した後、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

第10条（求償権の範囲）

1. 乙が保証債務の履行をしたときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から14.6.6％の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。

- 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに關する費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

第11条（事前求償）

甲は乙に対して、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。

- （1）甲が破産手続き開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約等の賃借人がその破産財団の相当に参加しないこととす。
- （2）原賃貸借契約等に基づく債務が弁済期にあること。

第12条（敷金・保証金等の預り金の取扱い）

原賃貸借契約等に基づいて甲が賃借人に預託した敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原賃料戻費用に充当した後、さらに余りがあるときは、甲が乙に之を支払うべき未払債権の弁済に充当されるものとします。

第13条（債権譲渡）

甲は本件委託契約に基づき第10条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第14条（勤務先等への連絡）

- 甲は、乙が甲の居室または携帯電話の電話番号に連絡をもしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に對し、甲の所在その他の連絡方法を問い合わせている旨を乙に予め承諾します。
- 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項以上の他の問い合わせについても、乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。

第15条（本物件内の立ち入り）

乙は、法令上認められている場合、または、甲にして身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なくし室内に立ち入ることが出来ます。

第16条（連絡要請）

甲が（原賃貸借契約等）に基づいて発生した賃料等を滞納したとき、甲は乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原賃貸借契約等に関し取次または保証金を差し入れる可否に関わらず、乙は甲に対し、物件の順し手紙を兼ねる要請をするための適切な措置を講じることが出来ます。但し、利用入退室を排除するもの措置は講じないものとす。

第17条（明渡し）の成立

- 甲は、原賃貸借契約等の解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが発生し、乙が承諾することと同意します。
 - （1）甲が明渡し前使用済みの借賃の状況等から、甲が本物件において通常の生活を営んでいないと認められたとき。
 - （2）甲の借賃が賃借人に返却されたとき、または本物件の室内に置かれ、明渡しされたことが認められたとき。

第18条（動産類の扱い）

- 第17条の明渡し）の成立に限らず本物件の明渡しが発生した場合、甲は本物件に残置された動産類の所有を放棄し、乙が当該動産類を搬出・運搬、保管・処分するに必要と認めた場合、甲は乙にこれに同意し、乙の責任を負うものとします。
- 前項の場合、甲が乙にこの旨を通知し、甲も自ら、明らかにゴミ類は除く）を保管する場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し、事前に通知することなく乙を処分したは譲渡することと出来ます。
- 1項及び2項に関して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第19条（原賃貸借契約等の解除）

法令上認められている場合または賃借人の合意がある等正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原賃貸借契約等を解除することが出来ます。

第20条（賃借権の承継）

- 甲の死亡等により賃借権の履行が出来なくなった場合について賃借権を正當に承継した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間満了まで当該承継人として本件委託契約は継続します。
- 前項に基づき賃借権を承継した者は、賃貸保証委託契約を再度締結しななければならないとします。また、乙が賃料等の現金、送金を行行商書については、賃借権を承継した者は乙に対し、別途、自身の名義の預金口座振替依頼書提出しなければならないとします。

第21条（集金、送金、保証金の前払い）

- 甲が原賃貸借契約等に基づいて賃借人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙の開

通会いとジェイアディ総合管理株式会社が行います。

2. 集金は、預金口座振替規定に甲の、甲の預金口座から引落す方法により集金します。なお、利用出来る口座は甲名義の口座のみとします。

3. 賃料等の引落日は、毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）とします。なお、賃料人乙の賃料送金送金手数料は、甲の負担とし、引落時とは異なります。

4. ジェイアディ総合管理株式会社は、集金した賃料等甲への送金を保証約款に基づいて行います。

第3条の3期目に引落しが出来なかった場合は、ジェイアディ総合管理株式会社は、賃借人へ保証金（未納賃料等相当額）を前払します。なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しを完了し、全ての債務が確定した後保証債務を履行するものであり、本項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません。）引落結果の内容により、次回以降の引落しを止める場合があります。

- 前項の場合、甲は、ジェイアディ総合管理株式会社の請求に基づいて、未納賃料等及び再請求事務手数料0.0円（別表）を支払うものとします。支払ひ方法は、金融機関及び指定されたコンビニエンスストア等での払込みになります。但し、振込みと払込みに関する費用は、甲の負担とします。なお、賃料等と、更新保証料等の合計が30万円を超える場合にはコンビニエンスストアで使用する場合があります。
- 甲が未納賃料等を支払い、その額が支払ひ債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。但し、全額の前払いの古いものから順充します。
 - （1）更新保証料等、乙に対する債務
 - （2）未納賃料等
 - （3）その他の債務
- 甲が本件委託契約締結時賃料等を支払った月（期間）と振替開始によって乙が賃料等を集まる予定の月の間に、賃料請求払月（期間）が発生する場合は、乙が賃借人に対し、当該賃料等未払月（期間）の賃料等相当額金を前払していることがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、6項と同様の方法により当該未払賃料等を支払うものとします。但し、甲は、請求と入れ違いに賃借人が当該賃料等を支払っているとは、その旨を乙に連絡するものとします。

第22条（請求書等の郵便物の返戻等）

- 甲指定の住所に郵送した請求書等の郵便物が着発または到着しなかった場合には、返送到着すべき旨に到着したものと取り扱うものとします。なお、返送料は乙は送付先住所をそのうちの一つに変更する場合があります。

第23条（反社会的勢力の排除）

乙は、甲に対し、本件委託契約期間中の何時においても、以下の各号の事実が真実であることを表明し、保証しなれません。

- （1）暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総合屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではないこと。
- （2）反社会的勢力等が事業活動を支配し、または反社会的勢力等に不当な資金提供を行うなど、社会的に不当な関係を有する個人または法人、その他の団体ではないこと。
- （3）取締役、監査役、従業員が反社会的勢力等の個人または法人、その他の団体ではないこと。
- （4）甲は乙に対し、もしくは乙との関係会社から従業員に対し、暴力、脅迫、詐術その他違法、または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行わないこと。

- 甲は、前項各号の表明及び保証の内容が真実に反するおそれがあることを知ったときは、直ちに書面を以てその内容を乙に通知しなければならないとす。
- 乙は、甲が1項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあると認めるときは、何らかの措置を要することなく、書面を以て乙に通知することにより、本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づく一切の義務を負うることができるともします。但し、甲が客観的かつ合理的な根拠を以て、1項各号の表明及び保証に違反していないことを証明したときはこの限りではないものとします。
- 前項に該当する場合は、甲が甲のいずれかに該当したときは、乙は、何らかの措置を要することなく、無条件で本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づく一切の義務を免れるものとします。
 - （1）本物件または本物件に係わる共用部分に反社会的勢力等を居住または、出入りしている場合。
 - （2）本物件に係わる本物件に係わる共用部分に反社会的勢力等であることを感知させた署名、看板、標、埋灯等の物件を掲示した場合は。
- 3項4項の償いにおいて、甲は、乙が受けた損害を賠償しなければなりません。
- 3項4項に従い、乙が本件委託契約を解除したことにより甲が損害等を受けた場合であっても、乙は甲に対し、何らかの損害賠償等とする義務を負わないものとします。
- 3項4項に従い、乙が本件委託契約を解除した場合は、既に支払いを受けた保証料を甲に返還する義務を負わないものとします。

第24条（賃貸保証委託約款の変更）

乙は、賃貸保証委託約款と契約書との間で変更する必要が生じた場合は、以下に定める方法に従い書面を以て乙から甲へ通知することができるともします。ただし、変更の内容が当事者の一般の利益に適合する場合に限るともします。

- （1）効力発生時点を明記すること。
- （2）変更の旨、変更内容及び効力発生時点をインターネットその他適切な方法で周知すること。

第25条（管轄裁判所）

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

第26条（その他事項）

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方許意を持って協議、解決のものとします。

第27条（問合せ窓口）

- 原賃貸借契約等についてのお問合せは、賃借人または代理店にご連絡ください。
- 本件委託契約についてのお問合せは、日本賃貸保証株式会社にご連絡ください。
- 引落し・コンビニエンスストアでの支払ひについてのお問合せは、ジェイアディ総合管理株式会社にご連絡ください。

JIDJ/対J 2018.01現在

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…

社名：日本賃貸保証株式会社
住所：〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目2番地4
電話番号：03-4232-8080
営業時間：平日9:00～18:00

引落し・コンビニ支払についてのお問合せ・ご相談は…

社名：ジェイアディ総合管理株式会社
住所：〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目2番地4
電話番号：03-4232-2510
営業時間：平日9:00～18:00